

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

(平成18年9月13日政令294号)

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第48条の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第50条第2号の規定による認定に関する申請の受付
- (2) 法第54条第1項の規定による届出の受付
- (3) 法第54条第3項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第8項の規定により交付される被保険者証の引渡し
- (4) 法第54条第6項及び第9項の規定による被保険者証の返還の受付
- (5) 法第54条第7項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し
- (6) 法第54条第11項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (7) 法第56条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続きに関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (8) 法111条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続きその他保険料の賦課に係る手続きに関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (9) 前各号に掲げる事務に付随する事務

附 則

この政令は、平成20年4月1日から施行する。